

平成23年（ネ）第3738号 損害賠償請求控訴事件

申立人 神奈川県公務公共一般労働組合

被申立人 財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団

陳述要旨

平成25年1月28日

神奈川県労働委員会 御中

申立人補佐人 布施木 憲次

1 私が神奈川フィルを不当に解雇されてから、既に9ヶ月が過ぎました。私は、昭和56年に神奈川フィルのコントラバス奏者となり、その後、多くの演奏に参加してきました。神奈川フィルの演奏に参加できない今の状況は、人生の一部を奪われたような想いです。

2 私は、3歳の頃から楽器を習い始め、音楽大学を出て、26歳の時に神奈川フィルに入団しました。プロの演奏家になるため、一生懸命努力してきましたし、両親には経済的な点を中心として多くの負担をかけてきました。そのため、自分がプロの演奏家になれたことについて、両親には深く感謝していますし、自分なりの自負を持って、神奈川フィルの一員として活動してきました。

私が神奈川フィルに入団した当時、神奈川フィルはオーケストラとしての基盤も固まっていない状態でした。そのため、楽団員は、演奏だけでなく、演奏会場の設営や楽器の運搬など、多くのことを自分たちで行っていました。私も、演奏会の度に、レンタカーで楽器を運搬したり、イスや譜面台を並べたり、大型の楽器をセッティングしたりしてきました。

また、神奈川フィルの演奏会だけでは、経営が成り立たないため、音楽鑑賞教室での営業活動を行ったり、音楽教室の校歌の編曲も行いました。神奈川フィル

は、まさに手作りの楽団で、楽団員みんなで育ててきた楽団でした。

- 3 神奈川フィルを育て、経営を成り立たせることは重要なことでしたが、同時に、演奏家一人一人の生活が成り立たなければ楽団の存続もあり得ません。そこで、私たちは、日本音楽家ユニオン関東地方本部神奈川フィルハーモニー管弦楽団という労働組合を立ち上げ、楽団員の生活の向上を目指しました。私も、かつては、音楽家ユニオンの一員として活動してきました。

私は、音楽家ユニオンの執行部に入っていたこともありましたが、執行部を退いてからは、音楽家ユニオンの集会で発言をする程度で、労働条件に関する交渉などは全て執行部に委ねていました。しかし、次第に私たちの労働条件が切り下げられていく中、安易に労働条件の切り下げを受け入れていく執行部の姿を見て、私は音楽家ユニオンに失望し、音楽家ユニオンを脱退しました。音楽家ユニオンの脱退後、私は暫く、労働組合に所属しないでいましたが、65歳での定年制の導入や60歳以降の給与の4割カットといった労働条件の切り下げが押しつけられようとしている状況に対しても、音楽家ユニオンが積極的な抵抗をしようしない姿を見て、これ以上の労働条件の切り下げを許してしまえば、演奏家一人一人の生活が成り立たなくなってしまう、これでは神奈川フィルそのものの存続が危うくなってしまうという思いから、神奈川県公務公共一般労働組合に加入し、再び労働組合の活動に関わるようになりました。

- 4 神奈川フィル分会の立ち上げ後、私たちの組合は、団体交渉で労働条件の改善を強く求めました。しかし、楽団は、私たちの分会を快く思わず、6名の組合員に対して出演停止を命じたり、団体交渉でも暴言を吐いたりして、団体交渉すら円滑に行えない状況となりました。

そこで、平成22年には、私たちの方から、神奈川県労働委員会にあっせんを申請しました。翌平成23年には、今度は楽団の方から、あっせんの申請があり、

私たちの組合と楽団との対立関係は抜き差しならないものになっていました。

それでも、二回のあっせん手続で団体交渉ルールを確認し、二回目のあっせん手続によって事務折衝の担当者を3名に限定することになったので、組合の専従の高橋さんの他に、楽団員から私と杉本さんの2人が事務折衝の担当となりました。そのような新たな体制で、楽団との交渉を行っていかうとしていた矢先、3名の事務折衝担当の内2名が解雇されたのです。

- 5 私と杉本さんへの解雇について、様々な理由が挙げられています。しかし、杉本さんへの解雇理由とされている黒木さんの退団は平成20年のことですし、私への解雇理由とされている沖縄公演は平成21年のことです。

また、私たちの演奏技術や態度に問題があったと言われていますが、指揮者の沼尻さんから楽団に指摘があったとされているのは平成22年3月のこと、楽団から沼尻さんの指揮する公演に関して出演停止を命じられたのは同じ年の5月のことです。その後も2年間、私や杉本さんは、沼尻さんの指揮する公演を除けば、それまでと同じように、コントラバス奏者として多くの演奏に参加してきました。その間、沼尻さん以外の指揮者や同僚、演奏を聴いて下さっているお客様から、私たちの演奏や態度に問題があると指摘されたことは一度としてありません。演奏において、何か問題を生じさせたこともありません。全てが、沼尻さんからの指摘があったとされる以前と何ら変わりありませんでした。

それなのに、平成24年4月になって、突然、解雇を通知され、しかも、演奏技術が著しく低いであるとか、態度が悪いから解雇だと言われ、ただただ驚きと怒りを覚えているだけです。

- 6 解雇後、私も杉本さんも、神奈川フィルの演奏に参加できない日々が続いています。人生の一部であった神奈川フィルでの演奏の日々、人生そのものといっても過言で無い神奈川フィルでの演奏の日々が失われた毎日は、本当に辛いもので

す。

今回の解雇は、私たちが下手くそであるとか、態度が悪いといったことを本当の理由とするものではなく、私たちが神奈川県公務公共一般労働組合の組合員として、楽団による給料の引き下げなどに反対し、労働条件の改善を強く求めてきたからだと確信しています。

このような不当な解雇は到底許されるものではありません。ましてや、プロの演奏家の集団であるオーケストラにおいて、演奏技術が著しく低いと評価した具体的な根拠、態度が悪いと評価したことの具体的な根拠も示されないまま、抽象的に、指揮者から問題があるとの指摘があったという理由だけで解雇を認めるのであれば、およそ日本全国のオーケストラにおいて、解雇は自由に行えるようになってしまいます。そのようなことは、絶対に認められてはならないことです。

この労働委員会において、私たちに対する解雇が不当労働行為であると認められ、私も杉本さんも神奈川フィルに復帰できることを固く信じています。

以上